

議案第114号

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、中小企業の生産性の向上を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するため、中小企業者の先端設備等の導入を促進するための措置を講じる必要があるによる。

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者の先端設備等の導入を促進するための措置を講じることに
より、中小企業の生産性の向上を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄
与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると
ころによる。

- (1) 中小企業者 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）第
36条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 法第36条第1項に規定する先端設備等をいう。
- (3) 特定機械装置等 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第47項に規定する政
令で定める先端設備等に該当する機械装置等をいう。

(支援措置)

第3条 市長は、中小企業者の円滑かつ確実な先端設備等の導入を促進するため、市税の特
例措置、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(課税の特例)

第4条 特定機械装置等については、福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（失効）

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際現に第4条の規定による課税の特例の適用がある特定機械装置等については、同日後もなおその効力を有する。